



2月19日、県議会常任委員会が開催され、よしまた洋県議は所属する環境厚生委員会で質問を行いました。また2月22日から定例議会が開催されています。

3月
議会で

コロナ危機のもとにある中小業者の支援のため

持続化給付金、家賃支援給付金の再交付を求める意見書が、全会一致で採択

青森県議会は3月3日、コロナ対策に関わる意見書を全会一致で可決しました。

この意見書では、国による事業者支援の再実施や延長を国に求めています。また、ワクチン接種にかかわって、情報公開や相談窓口の設置にかかわる国の支援も求めています。

●新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書から

…各事業者が国の感染拡大防止に協力しながら雇用を継続している状況も踏まえ、緊急事態宣言対象地域以外に対しても再度、持続化給付金や家賃支援給付金の支給を行うほか、雇用調整助成金の特例措置や休業支援金・給付金、減税・免罪措置の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図る等、実効性のある経済・雇用対策を講じるよう強く要望する。

ワクチン接種の開始にあたって

ワクチン接種と感染対策の2大事業を万全に

よしまた県議は2月の常任委員会で、ワクチン接種について、次のように求めました。

「ワクチンの安全性や有効性ととも副反応などリスクも含め、迅速・徹底的な情報公開

が必要です。また発症予防効果は臨床実験で確認されたが、感染予防効果については明らかになっていない、という段階にふさわしく、感染対策と一体に進めるように求めます。」

よしまた洋県議 3月議会の質問予定

追加質疑 3月10日(木) 13時45分ごろから

予定している主な内容

- 中小業者への支援について
- ワクチン接種について
- 流域治水の促進について
- 臨時講師の社会保険の扱いについて
- 県立図書館の整備について

予算委員会 3月15日(月) 11時から、日時ともに予定

予定している主な内容

- 保健師の増員について
- 鳥インフルエンザへの備えについて
- グリーンリカバリーについて
- 原発・核燃問題について
- ブルトニウム利用計画について

常任委員会 3月18日(木) 会議が11時から開始

予定している主な内容

- 地域医療構想について
- タバコ・受動喫煙対策について
- 歓楽街の感染防止策について
- 特殊詐欺などについて
- ORE100の推進について



2月19日の環境厚生委員会で行ったよしまた県議所属の質問を紹介します。

感染対策の強化のため、保健師の増員を

保健所体制の強化が課題となっていますが、そのうち保健師の配置についてとりあげました。

総務省は来年度の地方交付税の算定内容で、保健所の保健師を増やす手立てをしました。2年で1.5倍にする、としています。よしまた県議は、この措置をふまえて、本県でも保健師を抜本的に増やす手立てをつくすように求めました。

県は、保健師の役割りは非常に重要で、業務量全体を勘案して必要な人員が配置されるように求めたい、としました。



環境厚生委員会での質問に立つ、よしまた県議=2月19日

生活保護の扶養照会 「機械的対応は是正する」と答弁

扶養照会は、生活保護法では、“優先されるが義務ではない”とされていますが、現実には生活保護申請の大きな足かせになっています。政府も運用の改善を言わざるを得なくなっています。

よしまた県議は、扶養照会そのものの廃止を求めつつ、県の対応を質問。右のような態度を確認しました。

○個々の事情を勘案することなく機械的に扶養照会を実施している等の不適切な事例を確認した場合は、改善を指示している。

○扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといった対応は不適切。

感染症法などの改定は、ほんとに実効性を持つのか？

感染拡大防止に逆行する法改定に厳しく抗議 罰則を振りかざすことは厳に慎むべき

コロナの陽性患者の入院や、積極的疫学調査、休業要請などを執行するために、罰則を課す権限を知事に与える法改定が行われ、2月13日から施行されました。三村申吾知事は、「積極的疫学調査、入院勧告などの実効性を確保し、感染拡大を抑え込むための知事会の提言が反映された」とコメントをしています。よしまた県議は、本当に実効性を持つのか、と質問しました。

そもそもこれまで本県で、入院勧告に従わなかった人はいません。積極的疫学調査も、信頼関係を築きつつ努力を重ねてきました。一方で、全国保健所長会は、「もし罰則を振りかざした脅しを行うことにより住民の私権を制限することになればアンビバレンスと言わざるを得ず」と表明しています(1月27日)。アンビバレンス——二律背反だと保健所長会が指摘する法改定は、

感染対策に逆行します。

よしまた県議は、「罰則が前面に出てくれば、かえって対策の妨げになってしまう」(政府の分科会メンバー)、「罰則の適用にあたっては患者への偏見・差別につながらないように」(政府の基本的対処方針)という指摘を紹介し、「罰則規定は感染対策の足をひっぱりかねない。県はその運用にあたって、慎重を期すように」と求めました。